

今月のトピックス

学校給食民間委託の経費試算 考え方

制作：学校給食全国集会実行委員会

「この学校給食民間委託の経費試算 考え方」は、2000年夏の学校給食学習会ではじめて公表したものです。

民間委託の経費試算について、概要をまとめてありますので、この考え方を元に経費試算を行うことができます。また、あわせて経費試算フォーマット(マイクロソフト社 エクセルを利用した表)も作成し、こちらは、別途申請書をいただいで頒布しています。本号の学校給食ニュースでは、民間委託の経費試算について、考え方を全文掲載し、申請書も添付しました。民間委託されようとしているところ、あるいはすでに民間委託が導入されたところの方は、ぜひ一度お目通しください。(なお、今回は、体裁の都合上、通常のレイアウトとは異なる書式となっております。ご了承下さい)

(はじめに)

学校給食は、学校給食法に基づき、「食教育」を目的に教育として行われています。

しかし、学校給食の運営は、各市町村が独自の予算で行っています。学校給食を行う、行わないも自治体で決めることができます。

学校給食には、様々な方式があります。

調理のしくみでは、学校に調理場がある「自校方式」、学校給食センター(共同調理場)で調理し、いくつもの学校に届ける「センター方式」、ひとつの学校に調理場があり、近くの学校の給食も合わせて調理して届ける「親子方式」、さらには、最近、民間業者が弁当をつくって学校に持っていく「弁当方式」などがあります。

また、調理者にも「直営方式」と「民間委託方式」があります。「直営」の調理員は公務員です。「民間委託」は業者が調理を請け負う方式です。(3ページ参照)

近年、自校方式、センター方式にかかわらず、調理業務を直営から民間委託する動きが加速しています。

これは、1985年の文部省による合理化通知や1994年の自治省による行政改革指示によるものです。

この動きに対し、全日本自治団体労働組合(自治労)、日本教職員組合(日教組)、全国学校給食を考える会、日本消費者連盟で構成する学校給食全国集会実行委員会(四者共闘)は、学校給食の可能性をせばめるとして反対し続けてきました。

食教育としての学校給食は、多くの可能性を持っています。食材や調理を通じた地域とのつながり、教科教育とのつながりを持つことができます。2001年度から本格的に導入される総合学習で取り上げられる環境問題やリサイクル、農業といった分野とも深いかかわりを持っています。

この学校給食を、調理員、栄養士、教員、保護者、地域が一体となってそれぞれの役割を果たし、それぞれの知恵を活かすことで、学校給食は教育としての充実をはかることができます。

すでに全国各地で地場型給食や、学校給食の教材化が進められています。

しかし、調理の民間委託は、学校教育の中で、調理を教育から引き離してしまい、調理員の持つ知恵や工夫を活かすことができなくなります。

そこで、四者共闘は調理の民間委託には反対の立場をとってきました。合わせて、食教育としての学校給食のあり方を提案し、全国で調理員、栄養士らが取り組む実践的な教育事例を通じて、食教育の質を高める運動をしてきました。

しかし、地方自治体の財政難、景気悪化を受けて、民間委託の動きはさらに加速しています。この動きに対し、四者共闘では民間委託の経費について、民間委託推進側が訴える「民間委託すると経費が安くなる」という点についても具体的な議論をするため、このたび、【学校給食調理の経費試算表】を作成しました。

この経費試算表を作成することで自治体ごとの学校給食経費について理解を深め、民間委託との経費差などについて明らかにし、地域の運動として役立てていただければ幸いです。

【学校給食の方式】

調理場での区別

自校方式

学校内の敷地に調理場があります。調理から喫食までの時間・距離が短い。児童・生徒が調理過程に接することが可能です。

センター方式

共同調理場方式とも言います。複数の学校の給食を一括して調理し、給食時間までに配送します。2校規模から自治体全域の小中学校20000食を一括して調理する大規模調理場まで規模は様々です。自校方式同様、自治体の運営です。また、広域行政区で共同調理場をつくり運営することもあります。調理から喫食までの時間は、自校方式より長くなります。自治体で必要となる調理員の数は自校方式よりも少ないことが多い。なお、センター方式はそれ自体が民間委託ではありません。

親子方式

調理場を持つ自校方式の学校が、調理場を持たない学校の給食調理も行う場合です。自校方式とセンター方式の中間形態。調理場を持つ方が「親」、調理場を持たない方が「子」となります。一般に距離の近い学校同士で行われます。

業者弁当方式

民間業者が民間業者の施設で作って学校に届ける方式。自治体によっては「給食」と位置づけているところと「昼食対策」等として位置づけているところがあります。「給食」と位置づけているところでも、「弁当併用」として、自宅からの弁当と「給食」としての弁当を自由選択させているところなど、形態は様々です。

調理者の身分

調理の民間委託の問題は、誰が調理するかという問題です。調理場は、自校方式でもセンター方式でも親子方式でも、それまでと同様に自治体が所有する設備です。調理場を民間業者のものにした場合、前項で説明したような「弁当方式」と考えます。

調理者は大きく分けて直営調理員と民間委託とに分かれます。

直営調理員

市町村など自治体の職員（公務員）です。他の公務員同様、調理がない夏休み期間中などでも、調理場の清掃や衛生研修、他の関連業務などを行っています。

パート職員

自治体が雇用する非常勤職員です。退職者再雇用なども、賃金的には同等で、時間単位の雇用や期間を限った雇用などの職員です。

民間委託

民間業者に調理部門を委託します。委託された民間業者は、調理場での責任者となる社員（チーフなどと呼ばれます）と、民間業者が雇用するパート職員により調理を行います。調理は、都道府県職員である栄養士が作成した献立と指示書に基づき行われ、中間検査を経て完成品を納品（引き取り）することで完了します。業務委託であり、人材派遣ではありません。同じ調理場で、民間委託の調理員（社員、パートを含む）と、直営の調理員（正規、パートを含む）が、同じ調理を行うことは、法律上できません。また、栄養士も、民間委託の場合、民間業者の責任者である社員以外に指示することはできません。指示は、責任者となる社員、管理職者に対し、事前事後の協議および文書による指示を行うことが法的に求められます。

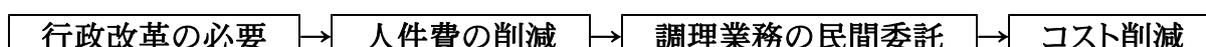
ちなみに、直営の調理員の場合、栄養職員との関係はもっと自由で密接なものとなります。栄養職員は、主に都道府県職員であり、不足数を自治体で別途補うこともあり、その場合、栄養職員に都道府県職員と自治体職員がいることもあります。栄養職員は、献立を立て、衛生管理の責任者となります。また、栄養職員が配置されていない学校では調理員が衛生管理の責任者となります。栄養職員の献立についても、調理員と栄養職員が調理の前後、最中を通して確認、相談し、調理方法は調理員が主導的に関与します。それぞれの立場と知識・技能の上で、相互に補完しながら学校給食をつくっています。

【民間委託の論理】

なぜ、全国の自治体がこぞって調理の民間委託を導入しようとしているのでしょうか。行政改革を求められた自治体は、「人件費の削減」を行政改革の指標と目標にしています。人件費を削減する上で、学校給食調理は格好の「民間委託」しやすい業務と見なされています。そして、学校給食調理員を削減して民間委託にすれば、「コストは削減できる」としています。

しかし、この「コスト削減」論は仮説です。もし、自治体が調理の民間委託を検討するのであれば、きちんと比較して試算結果を公表すべきです。さらに、コストが削減されるとしても、民間委託と直営調理の利点・欠点を整理し、削減したコストに見合うかどうかを検査する必要があります。

これまでの民間委託導入では、調理員削減＝民間委託導入＝コスト削減とされてきました。しかし、きちんとした試算結果や効果については公表されていません。



コスト削減は仮説

- 検証されているか？
- 削減コストは、教育費予算や自治体予算全体のどの程度か？
- 民間委託は、教育としての学校給食にとって最善の方法か？

【民間委託の問題点】

衛生管理上の問題

病原性大腸菌O-157など、従来では考えられなかった厳しい衛生管理が要求されています。また、大規模調理は、一度食中毒を発生させれば大規模化するというリスクを負っています。学校給食についても、平成9年の保健体育審議会答申で、食材の一括購入や統一献立、センターなど、大規模被害につながる大規模化よりも、食材の個別購入、調理場ごとの献立、自校方式調理が望ましいことを指摘しています。また、近年、工場で作られた加工食品による大規模食中毒事件が発生しており、加工食品だからと言って安心できないことを改めて知らされました。

そんな中、HACCPのような徹底した衛生管理が学校給食の現場でも求められています。HACCPの是非はともかく、一般的な衛生管理はHACCP以前の問題として必要不可欠です。とりわけ、調理者の衛生管理教育や技能の修得は必須とされています。その中で、パート職員中心となる民間委託は直営調理員による調理よりも潜在的リスクは高いと言えます。

責任の分散による問題

学校給食についての最終的な責任は、自治体の長を筆頭に、教育委員会の責任者、学校長、センター責任者です。これは、直営であっても、民間委託であっても変わりません。ただし、民間委託の場合、仮に何らかの事故があった場合、児童生徒への責任は自治体ですが、自治体側は民間委託業者に対し、契約違反や衛生管理上の問題として責任を追及することになります。この責任構造の複雑化は、一方で、衛生管理などについての曖昧さ、甘さを生む温床になりかねません。

栄養職員の業務の煩雑化

民間委託業者に対し、指示書、中間検査、最終検査などを行うのは現場の栄養職員です。栄養職員は、調理業務や調理現場に立ち入ることができないため、かえって衛生管理や調理が献立通りに行くよう、直営の時よりも細かな文書作成や管理を要求されます。栄養職員に求められる食指導や学校給食を通じた教育にかけられる時間が減っていくことは避けられません。

教育への主体的な関わりの問題

合成洗剤から石けんへの切り替えや、環境ホルモン問題が出てきたときの食器改善、遺伝子組み換え食品への対応など、直営調理員は、学校教育に携わる職員として、積極的に質の向上に取り組んでいます。また、残食などについても調理の工夫により、残食を減らすなどの日常的な取り組みがあります。これらについて、調理部門を委託業務として請け負った民間委託業者は、責任も権限もありません。つまり、教育としての学校給食の向上に、民間委託業者が直接関与することは考えられません。むしろ、たとえば、合成洗剤から石けんに切り替えるなどの場合、契約事項の変更として、委託料の値上げが必要となります。

【民間委託の導入方法】

民間委託を導入する場合、基本的には直営調理員の「退職者不補充」を行います。つまり、定年などで調理員が退職しても、新規（中途）での新たな採用を行いません。その上で、自校（親子）方式の場合では、退職者数に応じて、順次調理場を民間委託していきます。センターの場合、自治体内に複数ある場合は、どちらかのセンターを先に民間委託し、ある時点で、調理員を他の職種に配置転換する形で民間委託を進めます。ひとつしかセンターがない場合は、退職者不補充とパート化で直営調理員を減らし、ある時点で直営調理員を配置転換させ、民間委託することになります。

下図は、自校方式での退職者不補充と民間委託導入を簡単に説明したものです。

| 学校名 | A校 | B校 | C校 | D校 |
|-------|-----------------------------------|--|------------------------|-------------------------|
| 調理員定数 | 4名 | 3名 | 4名 | 5名 |
| H10年度 | 退職1名 パート2名採用 正規3名と パート2名 | 正規3名 | 以前から 正規3名に パート2名 | 正規5名 |
| H11年度 | Bより転任1名 パートは解雇 正規4名へ | 1人退職 <u>民間委託化</u> 2名中1名はAへ 2名中1名はDへ | 前年と変わらず | 1人退職 Bより転任1名 正規5名 |

【コスト比較の基本的な考え方について】

直営調理員と民間委託の経費試算について、考え方を示したものが下図です。

| 0年度 (基準年・ 直営のみ) | 1年度 | 2年度 | 3年度 | 4年度 | |
|-----------------------|--------------|---------------------------------------|---|--|--|
| 現職100名 (翌年10名退職) | 直営継続 | 現職90名 (翌年5名退職) ----- 新規10名採用 | 現職85名 (翌年8名退職) ----- 2年目10名 ----- 新規5名採用 | 現職77名 (翌年6名退職) ----- 3年目10名 2年目5名 ----- 新規8名採用 | 現職71名 (翌年10名退職) ----- 4年目10名 3年目5名 2年目8名 ----- 新規6名採用 |
| | 民間委託化 | 現職90名 (翌年5名退職) ----- 民間委託 | 現職85名 (翌年8名退職) ----- 民間委託 | 現職77名 (翌年6名退職) ----- 民間委託 | 現職71名 (翌年10名退職) ----- 民間委託 |

ここでは、パート職員については考えません。また、必要調理員数、すなわち、生徒数や学校数の変化はないとして考えています。

まず、直営の場合、退職者が10人いれば、翌年度には新規あるいは途中で新たに10人採用する必要があります。その翌年に5人退職者がいれば、また5人を採用しなければなりません。

一方、退職者不補充しながら、民間委託する場合には、ちょうど、新規採用分の代わりに民間委託されることになります。つまり、民間委託と直営の経費を比較する時には、退職者不補充を基本にした場合、退職していない現職の直営調理員の給与は考えなくてもいいことになります。

つまり、

1年目ならば、

(直営) 現職調理員人件費+新規採用調理員人件費

(民間) 現職調理員人件費+民間委託費

2年目ならば、

(直営) 現職調理員人件費+ (昨年採用調理員+新規採用調理員) 人件費

(民間) 現職調理員人件費+民間委託費

となるからです。

(直営) - (民間) が、コスト削減部分となります。

この数字がマイナスならば、直営の方がコストが安いことになります。

『民間委託経費試算表』は、基本的にこの考え方をベースにしたものです。

ですから、この試算表を使わず、より、簡単に経費計算することも、民間委託の条件によっては可能です。

上記の考え方を踏まえて、経費試算表を利用しなくても計算できるかも知れません。

『民間委託経費試算表』は、たとえば、退職者不補充だけではなく、配置転換や、配置定数の変更など、様々な場合を想定しています。そのため、表の計算は複雑になっています。自治体の実態にあわせ、考え方をご理解いただいた上で、部分的に利用するなど自由に工夫してご利用ください。

（学校給食民間委託の経費試算表の目的と役割）

【学校給食経費試算表】は、主に直営調理業務の人員費を5年先まで試算するためのものです。また、民間委託業者の委託費用見通しが明らかになっていれば、5年先までの委託した場合と、直営で行った場合、移行期間の経費の比較ができます。

民間委託を導入しようとする自治体の行政は、直営調理員の人員費は高く、民間委託すると安くなるので、財政削減になると主張しています。

しかし、学校給食の運営費は、市町村の教育予算として考えられます。教育予算には、生涯教育や地域の教育活動も含まれますが、近年生涯教育などに使われる予算が増えていることは間違いありません。その教育予算全体に占める学校給食調理のコストと、民間委託したとして得られるとされる財政削減の予想額が、はたしてどれほどのものでしょうか。

学校給食調理の民間委託の問題をコスト論で考えると、自治体の予算やその決定方法、支出方法など、地方自治のあり方も考えさせられることになります。

この経費試算表を作成するにあたっては、市町村や教育委員会が持っている公務員の給与表や学校別の児童数の推移予想などの情報をもらわなければなりません。なかには、情報提供を拒否される場合もあるかも知れません。情報公開請求を行うなど、行政手続きも出てくるでしょう。

ねばり強く交渉したり、調理員の労働組合組織への協力を要請することもあるでしょう。

しかし、それを通じて、経費試算表を作成することにより、運動の幅は広がるはずです。

（学校給食民間委託の経費試算表の使い方）

数字は苦手だという人は多いでしょう。まして、公務員の人員費計算を試算するなど、公務員であっても関わりになりたくないかも知れません。

そこで、やる気を出すために、完成した経費試算表をどう使うか、そこから考えてみましょう。

経費試算表から出てくる結果は、直営調理員の人員費（諸経費含む）について、5年先までの試算です。10年先まで伸ばすこともできます。この計算途中では、必要となる調理員の数なども出てきます。また、正規の調理員とパート職の配置による合計額の違いも計算することができます。

もし直営のみを続けた場合で、今の正規職員とパート職の比率を変えない場合、5年後、10年後の経費はどうなるでしょうか。多くの自治体で、子どもの数が減り、また、調理員の退職および新規採用による若返りが起こるため、人員費も横ばいか減少傾向になると思われます。つまり、直営の場合であれば、経費を試算することはそれほど難しいことではありません。

一方、民間委託の経費ですが、これは、一言では言えません。1食いくらで請け負うのか、最低1調理場いくらで請け負うのか、その地域では業者間の競争があるのか、ないのか。たとえば、プラスチック食器から強化磁器に変更し

た場合など、契約条件が変わった場合、いくら高くなるかなど予測のつかないことがあります。

その中で、民間委託が安いという根拠は、自治体ごとにあるはずですが。それを自治体の行政当局から出していただかないことには、比較はできません。

完成した経費試算表は、行政が出してくる委託費と直営調理での年度ごとの経費を比較します。

もし委託予定費を行政が出してきたら、この経費試算表を使って、高いか安いかわ、どのくらいの金額が節減できるのかを議論することができます。この試算表では、民間委託にあたって必要となる設備投資などのコストは含まれていません。当然、当初の予算は高くなるわけですが、何年後に削減効果が出るのかなどを議論することもできます。

また、たとえば議会などでこの試算表を引き合いに出し、行政が「削減できる」とする根拠を示してもらうことも可能でしょう。もし、「削減できる」ための根拠を出せないのであれば、民間委託＝経費節減という図式は絵に描いた餅であることが分かります。

そして、民間委託＝経費節減が仮説にすぎないのならば、学校給食を民間委託することの意味について、学校給食とは何か、自治体としてどのような学校給食を実施するのかなど、本当の議論から考えることができます。

つまり、この経費試算表は、民間委託を推進する行政と対等に議論するための道具になるのです。

もちろん、コストだけが民間委託か直営かを決めるものではありません。たとえ、民間委託が経費削減になるという結果であっても、それにより、学校給食は何を失うのか、どんな問題を持つのか、民間委託によって失うものは、経費削減に見合うのかをしっかりと見極めなければなりません。

（学校給食民間委託の経費試算作成の概略）

この経費試算表は、主に民間委託によって調理員としての職場を失うことになる調理員などの労働組合が利用する場合と、保護者・PTAなどが民間委託に反対するために利用する場合があります。労働組合の場合、経費試算表を作成するために必要な情報を入手することはそれほど難しくありません。一方、市民の場合は、ほとんどの情報を入手することは可能ですが、一部難しいものがあるかも知れません。

ただ、基本的には公開されてしかるべき情報ばかりですので、もし、窓口で情報公開を拒否された場合、情報公開条例がある自治体では情報公開請求を行い、それでも情報がもらえない時には、条例に沿って不服審査請求などを行うことになります。

また、民間委託を計画しているところでも、委託費用の算定をしていない、あるいは、業者から見積もりをとっていないというところが多くあると思われます。その場合、民間委託＝経費節減は仮説にすぎなくなります。そこで、具体的な数字とその根拠を出すように要求していく運動をつくることもできます。

以下、記入マニュアルの中に、情報入手方法と入手できなかったときの対処や、数字の意味などについて注釈を入れてあります。

それら注釈を参考に、経費試算表作成を通じて、運動の幅を広げてください。

計算表の概要

計算は、まず、現在の直営調理員の人件費（諸経費を含む）を算定します。

次に、新規に直営調理員を雇用した場合の人件費（諸経費を含む）を試算します。

それとは別に、直営調理員の年ごとの必要数を計算します。これは、学校の児童生徒数の推移などにより、調理場ごとの調理食数や調理員の配置基準などから導きます。

その上で、この先5年間の直営調理員およびパート職の配置数を想定し、人件費の想定額を計算します。

これに、民間委託費用を入れることで単純に経費を比較します。

委託学校数や直営調理員とパート職の比率、調理員の配置基準などによって数字は大きく変わります。

経費試算表は以下の5つの書式（フォーマット）から成り立っています。

A. 直営経費・正規職員平均給与算出用フォーマット

…現在勤務している正規職員の平均給与を算定するためのものです。これにより、現職の調理員については、平均化して、年次ごとの昇給以外は考えないようにします。もし、平均給与（諸経費込み）が分かっている場合、その額を入れることで代用できます。

B. 直営経費・正規職員手当等算出用フォーマット

…正規職員の場合、共済費（年金、健康保険税）、交通費、各種手当などが本給の他に人件費支出として発生します。これについても、現職および新規採用時の人件費として平均値を出します。Aで入力しない場合でも、新規（中途）採用者の給与計算のためにこのフォーマットの入力が必要です。

C. 直営経費・新規職員人件費算出用フォーマット

…新規職員・中途採用職員の人件費を算定します。ここには退職金の積み立ても組み入れます。現職調理員の退職金は、民間委託してもしなくても、調理員であっても他の職種に配置転換されても変わらないものであり、算定する意味がありません。しかし、新規に雇用する調理員の場合、将来の退職金も経費となります。また、新規・中途調理員の年収は、最終的にBとあわせて算出します。

D. 直営経費・職員数算出用フォーマット

…調理員の配置基準は自治体により異なります。この配置基準と、5年後までの児童生徒教職員数の予定を学校ごとに入れることで、必要な給食調理数が出て、調理員の配置必要数が出てきます。また、委託予定校・年度による調理員の削減見通しもこの表から出します。

E. 直営・委託経費算出用フォーマット

…A～Dを利用し、さらに、パート職の平均賃金や配置数（見込み）、新規採用数および新規採用者が高卒（18歳想定）の場合か中途採用（30歳想定）の場合での人数を入れることで年ごとの直営調理コストが出てきます。もし、一部民間委託がはじまり、学校数が減ったり、調理員数が減っている過程でも、この直営コストは自動的に計算されます。ここに、各年度の民間委託予定金額を入れることで、単純に比較することができるようになります。

経費試算表構成と入力上の注意

| フォーマット | 記入項目 |
|---------------------------|--|
| A. 直営経費・正規職員平均給与算出用フォーマット | <ul style="list-style-type: none"> ・ 級号ごとの本給 ・ 職務加算 ・ 給食調理員の級号ごとの人数 |
| B. 直営経費・正規職員手当等算出用フォーマット | <ul style="list-style-type: none"> ・ 調整手当 ・ 扶養手当 ・ 期末手当 ・ 勤勉手当 ・ 共済費(長期・短期) ・ 共済費(特別負担金) ・ 共済費(事務費) ・ 住居手当 ・ 通勤手当 ・ 特勤手当(給食調理) ・ 超勤手当 |
| C. 直営経費・新規職員人件費算出用フォーマット | <ul style="list-style-type: none"> ・ 級号ごとの本給 ・ 職務加算 ・ 退職手当・月数 |
| D. 直営経費・職員数算出用フォーマット | <ul style="list-style-type: none"> ・ 職員数算出の条件 ・ 食数の換算値 ・ 学校名 ・ 分類(小、中学校、幼稚園) ・ 形式(自校給食、親子給食、弁当) ・ 親学校名(親子・センターのみ記入) ・ 委託予定(予定校に年度を記載) ・ 教員数(起算年度) ・ 児童数(起算年度およびその後5年間) ・ 正規職員数(起算年度) ・ パート職員数(起算年度) |
| E. 直営・委託経費算用フォーマット | <ul style="list-style-type: none"> ・ 前年度退職予定者数 ・ 正規職員/パート職員(換算値) ・ 正規職員ベースアップ率 ・ パート職員人件費 ・ 委託経費 |

入力上の注意

○フォーマットはマイクロソフト社のエクセル2000で作成しました。OSはウインドウズ98を使用。ウインドウズ95以上であれば、動作します。また、エクセル97以上でも動作すると考えられます。ロータス社の123でも読み込めますが、関数などを使用しているため、できればエクセル2000を利用してください。

免責

○本フォーマットはできる限り正確を期しておりますが、あくまで想定計算式です。実際の人件費などとは誤差を生じます。また、今後計算式の間違いなどが見つかった場合改善に努力しますが、本フォーマット使用による一切の損害については、責任を負いません。本フォーマット使用者は、自己責任で使用してください。

(おわりに)

フォーマットおよび入力方法の解説については、次ページ「試算表フォーマット入手申請書」に記載された内容をご承認いただき、FAXにて提出していただいた団体および個人についてのみ、実費3000円で配布します。

配布は、全国学校給食を考える会が担当します。

また、フォーマットの改訂があった場合、学校給食ニュースホームページ、学校給食ニュースで告知します。

●お問い合わせについて

本試算表の使用方法についてのご質問は、原則としてご対応できかねます。

使用方法についての講習などが必要な場合、別途、事務局までご相談ください。

なお、使用した結果、フォーマットやマニュアルの訂正、改善などにつきましては、ご協力のほど、よろしくお願い申し上げます。

本試算表についての講習などについて、ご相談窓口→全国学校給食を考える会に電話かFAXでお願いします。

フォーマットやマニュアルの訂正、改善提案、活動報告などは→学校給食ニュースに電子メールでお願いします。

<http://www.jca.apc.org/kyusyoku/>(学校給食ニュースホームページ)

学校給食の民間委託経費試算プロジェクト事務局

学校給食全国集会実行委員会構成団体

申請書

学校給食調理の経費試算表フォーマット・フロッピーディスクを送付してください。
フォーマットが届き次第、同封の郵便振替用紙により、3000円を送付します。

合意覚え書き

学校給食調理の経費試算表を使用するにあたって、以下の事項に合意します。

- 一、試算作成のため、同じ自治体の団体内で行うコピー等をのぞき、フォーマットおよび作成方法マニュアルの他団体等への無断配布、コピーは行いません。
- 一、試算は、申請した自治体についてのみ行います。
- 一、使用に際し、経費を水増しあるいは削減するなどの不正使用、あるいは、フォーマット内の計算式を改変することによる、誤差以外の不正な数字改変を行いません。
- 一、使用に際し、フォーマットの改変を行った場合、その内容と目的について、後日、全国学校給食を考える会事務局に報告し、他自治体における運動に協力します。
- 一、上記以外、入力や作成、使用方法、運動展開にかかわる感想や改善提案を、後日、全国学校給食を考える会に報告し、フォーマットの改善や全国的な運動に寄与します。
- 一、以下の免責事項に合意します。

免責

本フォーマットはできる限り正確を期しておりますが、あくまで想定計算式です。実際の人件費などとは誤差を生じます。また、今後計算式の間違いなどが見つかった場合改善に努力しますが、本フォーマット使用による一切の損害については、責任を負いません。本フォーマット使用者は、自己責任で使用してください。

上記の合意覚え書きに同意いたします。

お名前 _____

| | | | |
|------------|----|-------|----|
| 対象自治体名 | | | |
| 給食方式（○で囲む） | 自校 | センター | 親子 |
| 貴団体名 | | | |
| 住 所 | | | |
| 電話番号 | | FAX番号 | |
| ご担当者名 | | 電子メール | |

送付先：全国学校給食を考える会

インターネット版から 姫路市で、PC食器導入を強行…なぜ、いまさら

兵庫県姫路市では、アルマイト食器を使用し、ごはん給食のときには、弁当箱を持参させています。平成7年にポリカーボネート製食器の導入を決定し、平成8年に2校、9年に10校を導入しました。そして、平成10年度に15校の導入を決定していたものの、ポリカーボネート製食器から溶出するビスフェノールAが環境ホルモン（内分泌かく乱）物質であるとの問題が浮上し、導入が1年延期されました。しかし、その後、平成11年に15校導入し、平成12年の2学期からあらたに15校を導入するとしています。

保護者らから反対の声が上がる中、7月14日には、姫路市教育委員会が、保護者あてに「学校給食における食器改善事業について」と題したチラシを配り、

【国（厚生省）の「使用禁止等の措置を講じる必要はない」との結論や姫路市独自で行った詳細な溶出検査等により、安全性を十分に確認し、平成11年度には、15校に新食器を導入しました。そして、今年度は2学期から15校への導入を計画しております。

ビスフェノールAは、「1：食器から溶け出る量はほとんどない。2：有害とされているのは極めて大量に摂取した場合である。3：環境ホルモン物質のダイオキシンやPCBなどと違い作用は弱く体内に蓄積もしない」とのことです。】

などとしています。

さらに、ある導入される小学校ではPTA会長名義で、PTA会員あてとして「たのしい給食のための新しい食器導入に関する経過について」と題するチラシを配布しています。

この内容を一部抜粋すると、

【この食器の導入に関しての、国（厚生省）、姫路市、姫路市連合PTA協議会の、導入検討経過を報告させ

ていただくことに依り、ビスフェノールA（専門学者曰く…一部学者が「環境ホルモン」の名のもとに一括していらぬ不安と混乱をおこしたもの）に対しての、少しでも不安要素の解消になればと思っております】

としています。

このふたつのチラシは、あたかもビスフェノールAが環境ホルモン（内分泌かく乱）物質ではなく、安全だというように書いていますが、実際には、ビスフェノールAが環境ホルモン物質の有力候補からはずされているわけではありません。また、厚生省の「使用禁止等の措置を講じる必要はない」というのは、現状で、すぐに明らかな健康被害などが起こっているわけではないので、使用禁止などの行政措置を行う状況にはないということであり、安全性が確認されたり、安全宣言が出ているわけではありません。さらに、環境ホルモン（内分泌かく乱物質）は、これまで検出が困難だったきわめて微量の量で妊娠期や長期的な暴露によって影響を受けるというものであり、これまでの急性毒性、慢性毒性などとは違った考え方でとらえるべきものです。それを、「有害なのは大量摂取した場合」「作用は弱く体内に蓄積しない」などと、あたかも安全のような表現をして、保護者に誤解を与えてまでも、ポリカーボネート食器を導入しようとする姫路市の意図が分かりません。

特に、兵庫県でも、ポリカーボネート製食器の導入には慎重な姿勢を示しており、姫路市がきわだって突出した形でポリカーボネート製食器を導入する背景になにかがあるのではないかと、疑問の目が注がれます。

これに対し、ポリカーボネート製食器導入に反対する保護者や市民らは、市長、教育委員会らに請願を提出したり、署名活動を行っています。